社会福祉法人志楽園福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志楽園福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定 めるものである。

(定義)

- 第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。
- 2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われる ものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

- 第3条 理事が理事会、評議員会等に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払 うことができる。なお、理事からの報酬受領の辞退がある場合や、同日にあわせて法人 の業務を行った場合は、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。
- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、評議員からの報酬受領の辞退がある場合や、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。
- 3 交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費を支払うことができる。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

- 第4条 理事長等が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 2 副理事長が理事会(出席)以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の 運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。ただし、 副理事長が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。
- 3 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営 のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 4 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 5 交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

- 第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払 うことができる。なお、監事からの報酬受領の辞退がある場合や、同日にあわせて監事 業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。
- 2 交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等 を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 社会福祉事業の職員を兼務する役員については、この規程は適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、令和4年4月1日より適用する

役員報酬

別表1 (日額)

名 称	報酬
理事会出席報酬等	10,000円(源泉所得税分を除く)
評議員会出席報酬等	10,000円(源泉所得税分を除く)

別表 2

名 称	報 酬	
理事長業務報酬等(年額)	20,000,000 円以内	
副理事長業務報酬等(年額)	10,000,000 円以内	
常勤理事及び施設長兼務報酬等 (年額)	8,000,000 円以内	
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	10,000円(源泉所得税分を除く)	

別表3 (日額)

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	20,000円	10,000円 (源泉所得税分を 除く)	実費